

日鳥協発第18 - 229号

平成19年2月8日

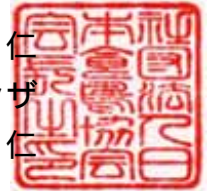
関係各位様

(社)日本食鳥協会

会長 芳賀 仁

高病原性鳥インフルエンザ

関係対策本部長 芳賀 仁



高病原性鳥インフルエンザの発生に
係る緊急的な消毒の実施のお知らせ

高病原性鳥インフルエンザにの発生については、本年に入り4件の発生があり、今後の発生予防に万全を期すための緊急の措置が別紙の通りとられることとなりましたので、お知らせします。

宮崎県は本日(8日)午前零時をもって、新富町の移動制限区域を縮小して、5 Kmから10 Kmの間を搬出制限区域とされ、一定の衛生条件を付した上で、移動の制限が緩やかとなりました。

また、岡山県高梁市の発生農場では、昨日(7日)、同農場の消毒を終え、防疫措置が完了しました。岡山県では、新富町同様、本日午前零時をもって移動制限区域を縮小し、5 Kmから10 Kmの間を搬出制限区域とされたところです。

おって、高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チームは、宮崎県日向市、新富町及び岡山県高梁市の発生農場等の現地調査(2月8, 9, 13日)の実施とともに、2月14日には第3回の検討会を開催するとのことです。

以上、お知らせするとともに、病原菌の活動が活発化する時期でもあり、本病の発生の防止及びまん延防止に最善のご尽力をお願いいたします。

別紙 プレスリリース

高病原性鳥インフルエンザの発生に係る緊急的な消毒の実施について

参考 家畜伝染病予防法 抜粋 (消毒と費用負担)

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

高病原性鳥インフルエンザの発生に係る緊急的な消毒の実施について

高病原性鳥インフルエンザについては、本年に入り4件の発生があったところですが、今後の発生予防に万全を期すための緊急の措置として、西日本を中心に、家畜伝染病予防法に基づき、鶏を飼養している農場における消毒の徹底を図るよう、下記のとおり通知しましたのでお知らせします。

記

1. 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

2. 実施の根拠

家畜伝染病予防法第9条に基づく、消毒方法等の実施に係る命令により実施

3. 実施方法

(1) 実施する区域

[1] 近畿、中国四国及び九州の各農政局管内並びに沖縄県の各府県のうち、1,000羽以上の鶏を飼養している農場の全て及び家畜防疫員が必要と認めるその他の鶏を飼養している農場。

[2] [1]以外の都道府県で、知事が必要と判断した鶏を飼養している農場。

(注)ただし、[1]及び[2]において、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を実施している農場を除く

(2) 実施の期日

平成19年2月10日から2月28日まで

(3) 消毒方法

消石灰の農場内(鶏舎周囲及び農場外縁部)散布

(4) 経費

家畜伝染病予防法第60条第1項第6号に基づき、消石灰の購入経費については、全額国が負担する。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局 動物衛生課

担当: 山口

代表: 03-3502-8111(内線 3202)

直通: 03-3502-0767

参 考

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)

(抜 粋)

(消毒方法等の実施)

第九条 都道府県知事は、特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、農林水産省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。

(費用の負担)

第六十条 国は、都道府県知事又は家畜防疫員がこの法律を執行するために必要な費用のうち次に掲げるものを負担する。

- 一 家畜防疫員の旅費の全額(家畜伝染病(第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。)以外の寄生虫病の発生を予防するために要するものについては、二分の一)
- 二 第五十八条第四項の評価人の手当及び旅費の全額
- 三 雇い入れた獣医師に対する手当の二分の一
- 四 牛疫予防液の購入費又は製造費の全額
- 五 牛疫予防液以外の動物用生物学的製剤の購入費又は製造費の二分の一
- 六 農林水産大臣の指定する薬品の購入費の全額(家畜伝染病(第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。)以外の寄生虫病の発生を予防するために要するものについては、二分の一)
- 七 農林水産大臣の指定する衛生資材の購入費又は賃借料の二分の一
- 八 農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用の二分の一